

瑞穂市行政改革推進委員会会議録

審議会等の名称	平成26年度 第2回 瑞穂市行政改革推進委員会
開催日時	平成26年12月22日（月曜日） 午後6時00分から8時00分
開催場所	瑞穂市役所 3階 議員会議室
議 題	(1) 行政改革推進プランについて (2) 公共施設等のあり方について
出席委員 欠席委員	(出席委員) 齋藤 康輝、今木 啓一郎、野田 寧宏、河合 和義、藤中 広、 竹林 茂子、大森 宗 (欠席委員) 迫田 義一、棚橋 和子
公開の可否 (非公開理由)	可
傍聴人数	0 人
審議の概要	<p>開 会 【会長】 定刻となりましたので、平成26年度第2回瑞穂市行政改革推進委員会を開催させていただきます。 (委員7名の出席を確認し、会議が成立している旨の宣言をした。)</p> <p>【会長】 開会に先立ち少しお話させていただきます。今「地方消滅」という増田寛也さんが書いた本の一番後ろの方には将来896の自治体が消滅するというようなことが書かれていまして、若年女性人口の減少が5割を超えるような自治体は将来消滅するというようなことで、いろいろとメディアなどで取り上げられております。岐阜県の消滅可能性のある自治体としては富加町と東白川村の2つがあがっております。若年女性人口の変化率については、2010年に比べ2040年には若い女性の減少割合で言いますと、その割合が大きいのが下呂市、養老町、富加町、瑞浪市、東白川村、美濃市となっています。瑞穂市の若年女性人口の変化率は、岐阜県の中でそんなに深刻ではないというほうから3番目で位置付けられており、瑞穂市はベットタウン化しており、人口減少の問題についてはあまり心配のない自治体でしたしこれまで行ってきた包括外部監査など行政改革の取り組みなども評価されてきたところですが、今後当推進委員会におきまして瑞穂市にとってどのような行政改革が必要なのかについて、委員の皆様から忌憚のないご意見を頂き議論して頂きたくこのお話をさせていただきました。それでは、</p>

前回会議ですが、諮問予定案件ということで「瑞穂市h第2次総合計画に係る行政改革推進プラン」という形で、諮問がなされること、また、諮問の背景についてご説明がありました。本日の議題は「行政改革推進プランについて」そして「公共施設等のあり方について」になります。それでは、議題の1について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

事前にお送りしました諮問書（案）から追加をさせて頂いた事項がありますので、その部分のご説明をさせていただきます。

諮問書の6行目から8行目になります。「国において、急速な少子高齢化に対応し、人口減少に歯止めをかけるなど、さまざまな課題に対応して行くための枠組みが整備されるなか、地方においても地域の実情に応じた施策を策定することが求められています。」という文書を追加させて頂きました。これにつきましては、11月に「まち・ひと・しごと創生法」という法律が国会で成立したことを受け、地方においても「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定する努力義務が課されたということがあり、先般内閣官房から通知がなされました。

これに伴い、この「総合戦略」についても勘案しながら行政改革を進めていくことも必要になったという趣旨でこの文言を追加させて頂いたという経緯になります。（「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」について説明を行った。）

議題（1）行政改革推進プランについて

【事務局】

議題1についてのご説明になります。行政の専門的な用語も出てきますので、少し分かりにくい部分もあるかと思いますが、後程ご質問をお伺いさせていただきますのでよろしくお願いします。

行政改革推進プランの位置付けということで、資料はPPTの図になります。事前資料としてお送りしております「第二次行政改革大綱での取り組みと実績」の一覧表の内容については前回会議でご説明をさせて頂きましたが、これにつきましてはの経緯は、平成18年度に国が実施した「集中改革プラン」に連動し市で策定し実施したものになります。ですので、当市の行政改革大綱のプランやその考え方は元々は国の指針に沿ったものということになります。国の集中改革プランの概要としましては、「厳しい財政状況や地域経済の状況等を背景に、簡素で効率的な行財政システムを構築し、自らの行政運営について透明性を高め、公共サービスの質の維持に努めること」など、積極的な行政改革を推進するというもので、そのキーワードとして「簡素で効率的な行財政システム」と「公共サービスの質の維持」をプランの大きな目的として国が掲げたということになります。それで、何を目的にこの改革プランが示されたのかということになりますが、その背景として、その当時はまだ市町村合併が推進されており、合併に伴う行政規模の拡大に伴う職員数の肥大化や公共施設等の維持管理の効率化、合併に伴う様々な問題があり、行財政基盤を強化する必要があったということがこのプランの背景にありました。集中改革プランのコンセプトとしては「住民の負担と選択に基づき、各々の地域に相応しい公共サービスを提供する」ということで、これが「分権型社会システムへの転換の必要性」という言葉で提唱されました。この考え方につきましては、行政の役割が肥大化してきた状況を見直し、例えばNPOや企業など様々な主体がこれまで行政が担ってきたサービスを提供す

る仕組みを整備しながら、行政自らが担う役割を重点化するということが考え方になっております。このような考え方に基づき示されたのが「集中改革プラン」であり、これに沿った形で当時市で策定したのが「行政改革大綱」になります。このような背景から、現在の行政改革の取り組みは、基本的には国からの改革の要請があり、改革の指針などで基本的なプランが示され、それに対応するための改革を実施してきたということになっています。「簡素で効率的な行財政システム」と、「公共サービスの質の維持」を目的に実施をしてきたわけですが、では、どれだけこれまでの取り組みでそれが達成されたかということになってくるのですが、国においてもこの「集中改革プラン」がどれだけ成果や効果をもたらしたかということについての総合的な分析は実際なされておりません。お配りした一覧にありますように、個別の取り組み状況や結果が集計され公表されているのが現状になります。この状況を分析しますと、「集中改革プラン」は全国一律に展開されたプランであり各々のまちの取り組み結果の「成果や効果」は一律ではないこと、そして、その取り組みを実践すれば必ずそれに対する効果や成果が見込まれることを約束するものではないということがあります。もう一点は、国が示す改革プランは非常に多面的、複合的で先進的なものもあり、プランのメニューが多すぎて、それらを平均的に処理することに力を注いできた結果、一つひとつの取り組みに注力できず、所管毎の改革メニューの目標値を達成することが目的になってしまい、市全体としての目標達成や行政組織全体の効率化など、本来の行政改革に繋がっていかなかったということが分析できます。

資料の図に戻りますが、左側は総合計画の構成イメージになります。

総合計画における行政改革の位置付けをどのようにするかということですが、それが右側の部分になりまして、一番上に「①行政運営の経営方針」としてありますがこれを作ることから始まるというものです。総合計画に掲げる施策や事業の実現性や実行性を担保するために必要となる取り組みを「⑤行政改革プラン」として捉えるということとで、「第二次行政改革大綱」に掲げる行政改革の取り組みは、全国一律で国家的要請に基づき展開されてきたものであったものに対し、これからは市の総合計画のための行政改革にしていくという考え方になります。新たな「総合計画策定に関する基本方針」を10月に策定したのですが、この方針の中で基本的視点として「実行性ある総合計画」を掲げておりまして、「限られた行政資源を有効かつ効率的・効果的に活用する」こと「選択と集中の視点を持って進める」ことを市として打ち出しております。ですので、新たな総合計画のイメージとしまして、これまでの施策や事業メニューを網羅的に掲げるような計画にはしないという考え方で進めており、施策や事業がある程度絞られてくることを想定しながら、それらの実行性をしっかりと担保するために必要となる行政改革が求められるということにしております。

これまでの取り組みに関してはどれも重要なもので、取り組むべきものではありませんが、メニューが多く改革の成果や効果が見えにくいということから、このようなご提案をさせて頂きました。

「①行政運営の経営方針」につきましては、他市のものでは大きく4つほどの構成で作られており、「まちづくりの仕組み」、「目的志向・成果重視」、「財政の健全性の確保」、「情報提供の充実」などがそれにあたります。経営方針の内容は、計画全体に大きく影響する核となる部分になります。この中で特に考えなければならないことが「財政の健全性の確保」の部分になります。他市でどんなことが書かれているの

かと申しますと「次世代に負担を先送りせず、財政の健全性を着実に進める」ことや「定数やコスト削減など、減量重視型の行政改革だけではなく、施設管理・運営面も含めた行政サービスへの民間活力の活用」、「サービス受益者の公平で適切な負担」、「市税をはじめとする財源の確保」などが経営方針として記載されています。

本日は経営方針の中の「財政の健全性の確保」について、瑞穂市の財政状況についてのご説明をさせて頂きご審議頂きたいと思えます。

（「財政的制約に関する議論①～⑬」について説明を行った。）

【会長】

自治体の経営方針、経営スタンスが重要ということで、これまでの経営スタンスのままではこれからは立ち行かないというご趣旨での説明だったと思えます。これまでの縦割りの発想での政策から脱却し、縦にも横にも繋げた発想の政策が展開できないと、十分な成果や効果が期待できないということで、成果・結果重視の行政運営への転換が求められており、そういったことを実現していくためにも行政改革が必要だということになります。そういった点が事務局からのご説明のポイントとしてあったかと思えます。今の説明を踏まえ委員の皆様からご質問ご意見を頂きたいと思えます。

【D委員】

二点お聞きしたいのですが、一点目は「行政運営の経営方針」のところで、大きく今後の施策について実行性ある施策にしていかなければならないことと、それに伴い選択と集中の形になってくるという内容ですが、それらに対応した組織に再編していくというイメージでよろしかったでしょうか。

二点目は、財政規律の目標について、瑞穂市の財政規律の目標としては一般的にどのような指標を使って目標とされるのか、例えば「義務的経費比率」や「経常収支比率」など、どんな指標を考えてみえるかお聞きしたいのですが。

【企画部長】

「行政運営の経営方針」についてですが、「実行性ある計画」にしていくことに加え「公共施設等総合管理計画」においても実行性の確保が謳われており、更に地方創生ということで、「地方版人口ビジョン」や「地方版総合戦略」を策定していかなければならないということで、D委員が言われた、企画部門やまちづくりに関する組織についてはやはり充実をさせていかなければ対応できないものと考えております。

もう一点の「経営指標」については、これからそれを決めていくのですが、それについて企画財政課長からご説明します。

【企画財政課長】

今回ご提示した財政指標は「経常収支比率」、「義務的経費比率」、「実質公債費比率」になりますが、実はそれら一つの指標で財政全体を捉えられるかと言えそうではないという問題があります。財政を担当している者として、こういった指標すべてがそれぞれ意味を持っておりますので、例えば「経常収支比率」だけが良ければ「財政力指数」が悪くても良いのか、「実質公債費比率」が良ければ他の指標が悪くても良いのかということで、そういった問題ではないので、すべての指標についてある程度バランスを持って財政運営を行っていくべ

きものだと考えています。

【D委員】

企業経営で言いますと、効率を重視するのか利益を重視するのかというような問題になるかと思いますが、バランスよくというお話ですと、結果的に総花的になってしまい、今の実行性を担保しながらという考え方に結びつきにくいと考えられるのですが、もう少し突っ込んだご説明をお願いします。

【事務局】

先程ご説明したとおり「民間的経営への傾斜」を強めるかどうかということで、これははっきりと打ち出さないとそうなりませんし、打ち出せないと逆にニーズ対応を優先した従来型の経営になってしまいます。現在の経済状況と財政状況を加味した場合、やはりこういった方針を打ち出さない限り何も始まらないものと考えております。あとの問題としては、傾斜度の強さの問題になります。ただ、これに関しましては“財政的制約”という考え方で公共施設など必要なものがあったとしても“財政的制約”があるから対応できないという話をどれくらい前面に打ち出すか、また、それとは別に市の経営者にあたる市長さんや議会の方々がそういったニーズを持ってみえる場合、その調整がどのように取られるのかといった課題にも直結した問題になってきます。ですので、“財政的制約”が何よりも前にくることへのコンセンサスがしっかりとできれば、経営方針が非常に機能することになるのですが、その辺りの考え方をしっかりと固めることが大きな課題になると考えられます。

【D委員】

この推進委員会でも具体的にそういった内容の方針も出てきそうなのでそれをお待ちします。

【会長】

市長さんからの諮問書の中にも「厳しい財政状況を考慮しながら限りある資源を有効かつ効果的に活用することをはじめ着実な進捗管理のもと実行性ある計画にしていくことを目指しています」と書かれておりますので、本推進委員会におきまして藤中委員からの問題提起をはじめ、最終的に答申をしなければいけませんので闊達な意見交換をして頂けると思います。

【C委員】

質問ですが瑞穂市の「経常収支比率」は全国7位と非常に優秀ですが、「義務的経費比率」は全国中位になっています。本巢市さんの場合両方とも全国上位でそれはそれで意味が分かるのですが、具体的にどのような支出があるところなのかを教えてください。それと「財政力指数」については瑞穂市も優秀ですが、指数が高いからよく仕事をしている、低いので仕事はあまりやらないと考えるのでしょうか。と言いますのは、行政の場合民間とは違って税収が大体決まっていますので、民間だったら仕事をしなければ倒産してしまいますが、行政の場合仕事をしなかったら極端な話こういった指標の数値がすべて上がるわけで、そのバランスを見るためにはその中身を知らないで瑞穂市が仕事をやり足らないだとか、ある経費が突出しているだけだとかが

分からないのでその辺りについて教えて頂きたい。

【企画部長】

今のお話の中で、今回の資料にもありますが、普通建設事業費の中でも単独事業費が多いこともその要素の一つだと考えています。

【会長】

C委員からのご指摘は、財政力指数は県内5位、経常収支比率は3位であるのに対し、義務的経費比率は県内16位となっておりこの相違について、また、本巢市においてはこの比率が共に上位になっているということで、何かしら原因があるのではないかということのご指摘だと思います。後ほどご説明を願えればと思います。

【F委員】

今後も経営方針を決めていくとあり、その中で各務原市の例が紹介されたわけですが、瑞穂市として具体的な経営イメージがおありでしょうか。また、こういった課題を独自でやっていくことは難しいと思われまますので、瑞穂市として全国の自治体や近隣自治体などの参考とすべきところについての議論をされたことはないのでしょうか。

【企画部長】

本日担当からご説明した内容につきましては、この推進委員会が始めてになります。本日の情報につきましては部長会などで共有し、予算規模や決算規模も適正化していきたいと考えております。これについては、来年度予算あたりから適正化していかなければいけないことだと考えております。先程会長からご指摘のあった縦からも横からも繋げた考え方で調整をとるべき問題だと考えております。無駄をなくすためこれから廃止する事業も出てくるかと思いますが、これからの事業についてはその方向性を見誤るとその後大きな代償を払うこともありますので、十分検討して進めたいと思います。

また、新たな財源を確保することも考えていかなければならないと考えています。この地域の活力という意味で、近隣自治体との地域連携も「まち・ひと・しごとの戦略」にありますので、そういったことも視野に入れながら考えていかなければならないと思います。これに関する具体的な施策はまだ決めておりませんが、そういった方向性で進めたいと考えております。

【会長】

その他お気づきの点等ございましたら後ほどご質問ください。
それでは、議題2について事務局から説明をお願いします。

議題（2）公共施設等のあり方について

【事務局】

本日事前にお配りしました資料は、平成22年度に実施した包括外部監査の報告概要になります。これについてのご説明をさせて頂き、どのような考え方を持つべきかという部分のお話をさせて頂いたうえで、今後の具体的な中身の検討に入っていく形で進めさせて頂きたいと考えております。

（事務局から平成22年度に実施した包括外部監査「公の施設の管理運営について」の説明を行った。監査で指摘のあった問題を先延ばしす

ればするほど事態が悪化して行く可能性は否定できないこと、公共施設等総合管理計画の策定の大きな意図として、新たにすべての施設を更新するお金がないので、自分達で必要なものを考えて、自分達で計画性を持って維持管理することを国としても言っているという問題の提起について説明した。)

【会長】

瑞穂市では平成28年度から始まる第2次総合計画の策定を進めているわけですが、この公共施設等総合管理計画についても財政的制約があることをまず最初に念頭に置かなければなりません。それと同時にこの計画においてどこまで踏み込んだ内容にしていくのかという課題があるかと思います。考え方としまして「財政的制約」を優先した計画とするのか、それとも「公共的なニーズに即した計画」にするのかが大きな分岐点になるかと思います。本委員会では、日頃の市民の声を反映するという場でもあるかと思いますが、市がこういった大きな計画を策定するにあたって委員の皆様のご意見を頂きたいと思えます。

【D委員】

一つ質問ですが、「公共施設」とはどのようなカテゴリーのものが入るのでしょうか。

【事務局】

「ハコ物に限らず、市が所有するすべての公共施設を対象とする」とされており、道路や橋、上下水道などのインフラ施設や土地なども含めた市が管理する全ての所有物・管理物になります。

【D委員】

これから作る予定のものは計画に入りますか。

【事務局】

新規計画で作ることが決まっているものは当然入ります。それは所有物となり管理物になります。作ることが決まっていないものは当然計画に入れられませんので、それが入るか入らないかは大きな違いになってきます。

【会長】

本委員会で検討すべきものは、建設予定がはっきり決まっているものについては検討できるということになります。

【D委員】

瑞穂市では「道の駅」を建設することを計画していると聞いております。それについての計画はどのようなになっているのでしょうか。

【事務局】

「道の駅」につきましては、現在「PFI可能性調査」というものを行っておりまして、計画を実施した場合にかかる経費、民間活用することによる経費の削減効果などを調査している段階であり、まだ事業を実施するかどうかの判断までに至っていないのが現状です。

【企画部長】

補足しますが、国から全額調査費を頂いて今後民間活力を導入しこの事業が活かせるものかということで、「障害者向けコンパクトシティ道の駅」を事業化できるかどうかの調査を実施している状況になっております。

【B委員】

私は6年間もとす広域連合の委員をしております。広域連合の施設等の人員割合の問題で、平成25年度に特別養護老人ホーム施設で171床できるのですが、その資金について瑞穂市と本巢市がほとんど同額のお金を出しているのですが、こういった施設に関しての考え方はどのようになっているのでしょうか。

【事務局】

広域連合など広域的に管理運営しているような施設につきましては、公共施設等総合管理計画の中では市の所有管理する施設対象としては外されています。今回の計画では、市が直接所有管理する施設が対象になりますので、もとす広域連合は特別地方公共団体という一つの自治体扱いになります。ですので、広域連合で施設の管理計画を作るという流れになってきます。

【会長】

B委員がご指摘になったもとす広域連合の施設などについても、市からお金が負担されて運営がなされているものですので、計画においても付記してもよいことではないかと思われます。今後の運営によっては負担の面でも大切な問題だと思えます。

【B委員】

もとす広域連合は、本巢市と北方町と瑞穂市で運営しているのですが、広域全体の高齢者割合は24%で、本巢市の高齢者割合は26%、瑞穂市は19%で毎年1%ずつ伸びる予測で計画を作っています。その負担割合は地方交付税の高齢化割合によって決まってくるとその負担も大きく異なってきますので、瑞穂市としては広域連合から脱退したほうが良いのではないかという意見も出はじめました。

本巢市の高齢化率が伸びていることから同額の負担をしていることに異論が出はじめているということもありますので、瑞穂市もいずれは高齢化するのですが、その辺りも踏まえたご検討をお願いします。

【会長】

最初にご紹介した本で、本巢市の高齢化率は瑞穂市、北方町に比べ2040年で倍以上と高く、若年女性人口変化率で見ますと本巢市はマイナス21.3%、瑞穂市はマイナス18.4%、北方町はマイナス16.5%と瑞穂・北方は県内でも2、3番目に良い状態のなかで、本巢市を抱えるという問題も出てきます。

【企画財政課長】

本巢市と瑞穂市の義務的経費比率の比較でわかったことですが、義務的経費比率の中で、特に扶助費の関係ですが瑞穂市がおよそ29億円の支出に対し、本巢市は18億円の支出で10億円程度少ないことになっています。その内容についてももう少し細かく見ておりましたら、老人福祉関係の経費については両市とも同程度であるのに対し、福祉

医療、児童手当、児童扶養手当などの児童扶助費関係の経費では約 8 億ほど差があり、この差分が義務的経費比率に出ているのではないかと考えられます。瑞穂市は子どもの数が増えていますので児童関係の扶助費が伸びている影響と考えられます。

【F 委員】

扶助費についてですが、PPT 資料の 11 ページにある平成 15 年と平成 25 年の扶助費の比較で経費が約 3 倍になっているという説明があったかと思えます。これは児童扶助費関係の経費の伸びが大きな要因と見てよろしいのでしょうか。それとも他に何か伸びている経費があるのでしょうか。

【企画財政課長】

当市の平成 15 年の扶助費が 10.3 億円、平成 25 年は 29.9 億円と約 3 倍に増えた一番大きな要因としては、子どもの医療費を無償化する福祉医療費によるものが大きいと考えられます。この制度は平成 19 年 10 月から開始しております。また、政権交代に伴い児童手当からこども手当に変わり、今また児童手当に戻っていますが、これに切り替わったときに大きく扶助費が伸びていることもあります。さらに、生活保護に係る扶助費も年々増加傾向にあり、それらが扶助費を押し上げたものと考えております。

【会長】

ありがとうございました。当市と本巢市との比較検証についても次回までにお調べ頂ければと思います。扶助費で特に生活保護費の関係ですと羽島市などとも対比して頂けると、F 委員からご意見のあった増加要因の分析にもなるかと思えます。

本日は、事務局から大切な論点についてお示し頂き、12 月 17 日付けで市長から当推進委員会に対し諮問がありました。

この諮問書をご覧頂き、本日ご説明のあった内容を踏まえてできれば 1 月中に次回会議を開催させて頂きたいのですがいかがでしょうか。それまでに、細かい点についての各論部分を持ち寄ってそれぞれ委員の皆様方のご意見を賜りたいと存じます。

その他

（事務局から委員の辞任承認（12 月 16 日付）に関する報告を行い、欠員になった委員 1 名を補充することになった。）

閉 会

今後も借金財政が続くことは我々にとっても困りますので、建設的なご意見を頂ければと思います。ただ、私自身思うことは、締めることばかりではなく、入ってくるお金も考えていければと思いますので、それについての提言もできればと思いました。（副会長が閉会を宣言した。）

事務局（担当課）	瑞穂市 企画部 企画財政課 TEL 058-327-4128 FAX 058-327-4103 e-mail: kikaku@city.mizuho.lg.jp
----------	---